

## 役員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人屋久島町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第23条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて報酬等を支給する。

- (1) 会長については、週2日程度勤務することとし、別表1の通り報酬を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、理事会及び監事監査、その他会議への出席など、職務に従事した場合に別表1の通り報酬を支給する。

(費用弁償)

第4条 役員等が、その職務のため、理事会及び監事監査、その他会議に出席したときは、別に定める「旅費規程」に基づき、旅費を支給する。

(旅費の支給)

第5条 本会の役員等が職務のため出張した時は、別に定める「旅費規程」に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第6条 役員等に対する報酬等の支給方法は、勤務形態に応じて定める。

- (1) 会長の報酬については、毎月21日とする。ただし、その日が休日にあたる場合は、「職員給与規程」第6条第2項に準じた日とする。
- (2) 非常勤役員の報酬等は会議等へ出席の都度、本人に支給する。
  - 2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
  - 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第7条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年7月1日から施行する。

別表1 報酬

区 分	金 額
会 長	月額 30,000 円
副 会 長	※ 日額 5,000 円
監 事	監査時 10,000 円
理事・監事	※ 日額 5,000 円

※ 日額は、理事会・評議員会への出席及び出張・会議など、おおよそ半日程度拘束する勤務に対して支給